

# ○長岡市建設工事の入札に係る総合評価方式試行要領の総合評価点算定基準

平成19年8月7日

公告第166号

改正 平成21年3月31日公告第60号

平成23年1月4日公告第7号

平成24年3月30日公告第60号

この算定基準は、長岡市建設工事の入札に係る総合評価方式試行要領（平成19年長岡市公告第165号。以下「要領」という。）に規定する総合評価方式により建設工事の受注者を決定する場合における技術資料及び技術提案の評価の方法について、必要な事項を定めるものとする。

## 1 総合評価点の算定方法

総合評価方式による総合評価点（以下「評価点」という。）は、入札書が無効でない者及び予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の者について、次の算式により算定する。

$$\text{評価点} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点} \quad (\text{加算方式})$$

## 2 評価点の配点

(1) 価格評価点及び技術評価点は、次の配点を標準とする。

	価格評価点の配点	技術評価点の配点	技術評価点の備考
簡易（実績）型	70点	24点	
簡易（提案）型	70点	30点	ヒアリングを行う場合は、32点
標準型又は高度技術提案型	70点	30点	

(2) 価格評価点及び技術評価点は、工事の難易度や重要度に応じて変更できるものとする。

## 3 価格評価点の算定方法

(1) 価格評価点は、次の算式により算定する。

$$\text{価格評価点} = \text{配点} \times \text{最低価格} / \text{入札価格}$$

（小数点以下第3位を四捨五入する。）

(2) 前号の最低価格とは、入札参加者が入札した価格のうち、最低制限価格を下回る入札価格を除いたものの最低価格をいう。

#### 4 技術資料の評価項目及び評価基準

技術評価点は、入札参加者が提出した資料により次の方法で算定する。

##### (1) 簡易（実績）型を適用する工事

ア 簡易（実績）型総合評価表（別表第1）の評価項目及び評価基準を標準とし、これに基づいて算定した点数の合計とする。

イ 評価項目及び評価基準については、工事内容の難易度、重要度等により、必要に応じて変更するものとする。

##### (2) 簡易（提案）型を適用する工事

ア 簡易（提案）型総合評価表（別表第2）の評価項目及び評価基準を標準とし、これに基づいて算定した点数の合計とする。

イ 評価項目及び評価基準については、工事内容の難易度、重要度等により、必要に応じて変更するものとする。

##### (3) 標準型又は高度技術提案型を適用する工事

ア 標準型・高度技術提案型総合評価表（別表第3）の評価項目及び評価基準を標準とするものとし、これに基づいて算定した点数の合計点とする。

イ 評価項目及び評価基準については、工事内容の難易度、重要度等により、必要に応じて変更するものとする。

#### 5 配置予定技術者の能力の算定

配置予定技術者を複数とする場合における配置予定技術者に係る得点は、最も得点の低い者の得点をもってその得点とする。

#### 6 簡易な施工計画及び技術提案の評価

要領第10条第1項に規定する評価委員会による簡易な施工計画書及び高度技術提案型における技術提案書の評価の方法は、評価委員会の委員長が指名する委員が入札参加者名等を伏せて評価を行った評価点について、評価項目ごとに平均点を算出（小数点以下第3位を四捨五入）し、当該平均点を合計した技術評価点により評価を行う。

#### 7 特定共同企業体の実績等

特定共同企業体（以下「企業体」という。）の施工実績及び工事成績の評価については、次のように取り扱う。

##### (1) 企業体の構成員であった会社が入札に参加する場合

ア 施工実績について

同種又は類似の施工実績を評価するときにおける企業体の工事実績は、出資比率

にかかわらず、当該企業体の全ての構成員の実績と認める。

例：A社、B社及びC社の3社が企業体を構成し、建築延べ床面積5,000平方メートルの工事を施工した場合の同種又は類似の工事の施工実績は、A社、B社及びC社のそれぞれについて、建築延べ床面積5,000平方メートルの工事の実績があるものと認める。

イ 配置技術者の工事実績について

配置技術者の工事実績を評価するときは、企業体の出資比率にかかわらず、当該企業体の全ての構成員の配置技術者の実績と認める。

ウ 工事成績について

工事成績を評価するときにおける企業体の工事成績評定点は、出資比率にかかわらず、実績と認めない。

(2) 企業体として入札に参加する場合

技術評価点については、企業体の代表者の実績をもって当該企業体の実績と認める。

8 技術提案等に係る設計変更

簡易型における簡易（提案）型の簡易な施工計画又は標準型における技術提案の記載内容に基づく設計変更は、原則として、行わないものとする。

9 工事成績評定の減点

要領第17条第2号に規定する減点評価は、地域調達並びに簡易な施工計画及び技術提案の内容が履行できない場合において行うこととし、その方法は、次の各号に定めるところによる。

(1) 地域調達

地域調達が、受注者の責めに帰する事由により履行できなかった場合は、長岡市請負工事成績評価等実施要領の考查項目「法令遵守等」の文書注意相当8点の工事成績評定点の減点を行う。

(2) 簡易な施工計画及び技術提案

簡易な施工計画及び技術提案に記載された内容が、受注者の責めに帰する事由により履行できなかった場合は、簡易な施工計画及び技術提案に係る技術評価点を達成度合に応じて再計算し、次の算式により算定した減点値による工事成績評定点の減点を行うものとする。

$$\text{減点値} = 8 \text{点} \times (\alpha - \beta) / \alpha$$

（小数点以下第1位を四捨五入し、整数止めとする。）

$\alpha$  : 当初の技術評価点（点）

$\beta$  : 達成度合に応じて再計算した技術評価点（点）

※8点：長岡市請負工事成績評価等実施要領の考查項目「法令遵守等」の文書注意相当

附 則（平成21年3月31日公告第60号）

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年1月4日公告第7号）

この基準は、公表の日から施行する。

附 則（平成24年3月30日公告第60号）

この要領は、平成24年4月1日から施行する。